

最低賃金法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案 新旧対照条文

○ 最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第六十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(組織)                      第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第二十五条第一項に規定する事項及び同条第二項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項（第四条第二項において「最低賃金決定等」という。）を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>(最低賃金専門部会)</p> <p>第六条 最低賃金法第二十五条第一項又は第二項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員）の数は、九人以内とする。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(組織)                      第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第三十一条第一項に規定する事項及び同条第二項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項（第四条第二項において「最低賃金決定等」という。）を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>(最低賃金専門部会)</p> <p>第六条 最低賃金法第三十一条第一項又は第二項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員）の数は、九人以内とする。</p> <p>2～7 (略)</p>

○ 最低賃金法第四十条の地方運輸局を定める政令（昭和五十九年政令第一百七十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>最低賃金法第三十五条第二項の地方運輸局を定める政令 最低賃金法第三十五条第二項の政令で定める地方運輸局は、 近畿運輸局とする。</p>	<p>最低賃金法第四十条の地方運輸局を定める政令 最低賃金法第四十条の政令で定める地方運輸局は、近畿運輸 局とする。</p>

改正案	現行
<p>（法第七十四条の三第三項第一号及び第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第二十五条 法第七十四条の三第三項第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）<b>第四十二</b>条（同法<b>第四十</b>条に係る部分に限る。）の規定</p> <p>四〇十一 （略）</p> <p>2 法第七十四条の三第三項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 最低賃金法<b>第四十</b>条の規定及び同条の規定に係る同法<b>第四十二</b>条の規定</p> <p>四〇十一 （略）</p>	<p>（法第七十四条の三第三項第一号及び第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第二十五条 法第七十四条の三第三項第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）<b>第四十六</b>条（同法<b>第四十四</b>条に係る部分に限る。）の規定</p> <p>四〇十一 （略）</p> <p>2 法第七十四条の三第三項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 最低賃金法<b>第四十四</b>条の規定及び同条の規定に係る同法<b>第四十六</b>条の規定</p> <p>四〇十一 （略）</p>

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）  
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第三条 法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）<u>第四十条</u>の規定及び同条の規定に係る同法<u>第四十二条</u>の規定</p> <p>四〇十 （略）</p>	<p>（法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第三条 法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）<u>第四十四</u>条の規定及び同条の規定に係る同法<u>第四十六条</u>の規定</p> <p>四〇十 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第十三条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定）</p> <p>第三条 法第十三条第一号（法第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）<u>第四十条</u>の規定及び同条の規定に係る同法<u>第四十二条</u>の規定</p> <p>四〇九 （略）</p>	<p>（法第十三条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定）</p> <p>第三条 法第十三条第一号（法第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）<u>第四十四条</u>の規定及び同条の規定に係る同法<u>第四十六条</u>の規定</p> <p>四〇九 （略）</p>

改正案	現行
<p>（船員職業安定法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 船員職業安定法（以下「法」という。）第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）<u>第四十条</u>の規定及び同条の規定に係る同法<u>第四十二条</u>の規定</p> <p>六〜十三 （略）</p>	<p>（船員職業安定法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 船員職業安定法（以下「法」という。）第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）<u>第四十四条</u>の規定及び同条の規定に係る同法<u>第四十六条</u>の規定</p> <p>六〜十三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第三十二条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第二条 法第三十二条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、前条第二項第二号から第七号までに掲げる規定及び次に掲げる規定とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）<u>第四十条</u>の規定及び同条の規定に係る同法<u>第四十二条</u>の規定</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（法第三十二条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第二条 法第三十二条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、前条第二項第二号から第七号までに掲げる規定及び次に掲げる規定とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）<u>第四十四条</u>の規定及び同条の規定に係る同法<u>第四十六条</u>の規定</p> <p>三・四 （略）</p>